

職員団体との交渉の議事要旨

(開催日時)

令和6年3月19日(火) 15:00～16:00(60分間)

(開催場所)

札幌第1合同庁舎 15階第1・第2会議室

(出席者)

当局側(北海道開発局)

柿崎 恒美(局長)、池下 一文(開発監理部長)、小林 力(開発監理部次長)、
大屋 充史(総務課長)、渡辺 一寿(職員課長)

職員団体側(全北海道開発局労働組合)

高久保 陽一(委員長)、熊倉 輝人(副委員長)、齋藤 航太郎(書記長)、
井端 隼平(書記次長)

(議題)

【2024年統一要求】

超過勤務の縮減について

(要求書に対する回答)

要求書のうち、交渉議題として取り決めた事項について回答(別紙のとおり)。

(要旨)

(職員団体) 組合員へのアンケートによると、超過勤務の原因として、定員や人事配置と業務量のミスマッチ、管理職のマネジメント不足等の意見があるが、このような状況について、どのように考えているのか。

(当局) 事業費の動向、新規行政需要、業務量等を総合的に勘案して、職員の適正配置に努めてきたところであり、引き続き一層の適正配置を図っていく考えである。また、特定の職員に業務が集中しないように適正な業務配分を行うなど、今後とも円滑な業務運営に努めたい。

(職員団体) 勤務間インターバルについて、深夜まで超過勤務をした場合の職員の健康面や業務の能率面から、十分なインターバルを確保することが大事であると考えている。深夜におよぶ勤務を行った職員に対しては、どのような対応をしているのか。

(当局) 職員の心身の疲労や健康維持のため、勤務間インターバルを確保することは非常に重要だと考えている。これまでもフレックスタイム制の活用等を含め、管理者に対して指導しているところだが、引き続き、指導を徹底していきたい。

(職員団体) 業務があってもテレワーク実施中は原則超過勤務を認められないとされていることから、超過勤務の申請がしづらいとの意見がある。サービス残業の原因とならないように、テレワーク時においても勤務時間管理の徹底を改め

て求めたい。

(当 局) テレワーク実施時についても、様々な手段を活用しながら、職員とのコミュニケーションを図り、職員からの事前申告、事後確認を徹底するなど、適切な勤務時間管理に努めるよう管理者を指導していきたい。

(職員団体) 特例超過勤務について、認めるかどうかの判断は、具体的にどのようにしているのか。

(当 局) 特例業務かどうかの判断については、業務処理すべき時期や性質、緊急性等様々な要素を総合的に判断している。

(職員団体) 超過勤務をしなければ処理できない業務量にも関わらず、管理職員から一方的に超過勤務の縮減を求められ、実際に行った超過勤務時間を申請していない状況は問題と考える。

(当 局) サービス残業は許されないものであり、職場の実態をよく把握し、避けられない超過勤務については、命令をかけて対応していくように指導を行っている。

※文責は北海道開発局当局(相手方未確認。今後修正があり得る)

交渉議題に係る回答メモ (2024年統一要求)

令和6年3月19日

超過勤務の縮減について

超過勤務の縮減については、職員のワークライフバランスを実現する上で、重要な課題であり、引き続き、職員の意識改革を含む働き方改革に取り組む必要があると考えている。

本来、業務は勤務時間内で処理することが望ましいと考えるが、業務の性質や時期によっては、超過勤務が避けられない場合がある。

当局としては、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の励行、フレックスタイムなど効率的な働き方の促進等により、超過勤務の縮減に努めているところである。

また、超過勤務を行う場合には、人事院規則等に定められた上限時間を踏まえるとともに、職員の健康を害しないように考慮しているところであり、今後とも、この点に十分留意するとともに、きめ細かな業務の進行管理に努めるよう、管理者を指導していきたい。